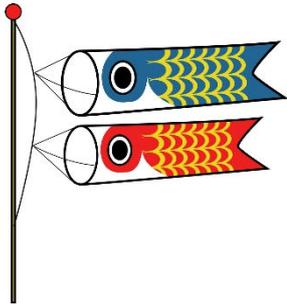




(はたひろき)

令和4年5月号 vol.91



先月、2年半ぶりに信州に帰省してきました。
帰った週末は信州でも夏日。それでも早朝はピリッと寒い空気の中、昔、宿場町として栄えた村の街道を走ってきました。永遠と5キロの急な坂道を上り、5キロを駆け下る練習コースは、50代になった私の体にはかなりの難敵でした。
走った以外は、四阿で本を読んだり、犬の散歩をしたり、昼からビールを飲んだり、2泊3日ののんびりとしたお休みでした。

”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識

近年、シェアリングエコノミーなど本業以外に副業収入を得ている方が増えています。この副業収入にかかる領収書等の保存が令和4年から改正されているので注意が必要です。



”副業収入について本年分から領収書等の保存が必要です”

副業収入は、所得の分類上は、雑所得「雑所得を生ずべき業務に係る雑所得」とされ、給与所得者や事業所得者が、本業収入とは異なる「業務」により得ている収入のことをいいます。
具体的には、原稿料、講演料、シェアリングエコノミーなどが該当します。

令和4年から適用される改正の内容は以下のとおりです。

- ・前々年分の雑所得を生ずべき業務にかかる収入金額が300万円を超える方が対象になります。
- ・雑所得にかかる総収入金額及び必要経費に関する事項を記載した「現金預金取引等関係書類(請求書や領収書等)」を、その作成・受領の日の属する年の翌年3月15日から5年間保存しなければなりません。

副業程度の収入だからと安易に考えず、しっかりとした書類の保管を心掛けることが必要になります。

「今月の本の紹介」

「剛心」 (木内 昇 著・集英社)

国会議事堂の建築という形で、日本の未来を拓こうと闘い続けた建築家の物語です。

開国後に西欧一辺倒に傾く日本を憂い、かつての江戸の美しさと共存する新しい日本を目指し、無念にも途中で命は尽きてしまいました。

しかし、彼の闘う姿には、自らの原点となる軸も持ち、時代の安易な流れには染まらず、ひとりの人として信念に生きる力強さを見ることができました。この思いを今の議員さんたちにも感じてもらいたいです。

「気まぐれ簡単レシピ」

<トマトたっぷりのアンチョビスパゲティ>

- ・トマト(小さめのもの)10個 →4等分に切る
- ・オリーブ油 大2
- ・ニンニク 2片、アンチョビ 3~4片、塩 適量
- ・スパゲティ 80~100g、イタリアンパセリ 適量

①フライパンにオリーブ油、ニンニクを入れて弱火で炒める。

②アンチョビを加えてさっと炒め、トマト、塩少々を加えて炒める。

③全体がなじんだら、スパゲティが茹で上げる前に茹で汁をお玉一杯分くらい加えて、フライパンを揺すりながら乳化させ、スパゲティを加える。

④イタリアンパセリを加える。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号

羽田博樹税理士事務所